

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 13 日 (金) 第 701 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (市町村課取扱い) 1
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (デジタル推進課取扱い) 2

告 示

- 鹿 児 島 県 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 制 度 運 営 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 (※) (環境林務課取扱い) 2
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境保全課取扱い) 3
- 私立学校の廃止の認可 (子育て支援課取扱い) 3
- くろまぐろ (小型魚) の採捕の停止 (水産振興課取扱い) 3
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 3
- 家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (11件) (家畜防疫対策課取扱い) 4
- 家畜伝染病予防法に基づく注射の実施 (家畜防疫対策課取扱い) 8
- 県営土地改良事業の工事の完了 (4件) (農地整備課取扱い) 8
- 道路の区域の変更 (3件) (道路維持課取扱い) 9
- 道路の供用の開始 (3件) (道路維持課取扱い) 9
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 10

規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 12 号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則 (平成 27 年 鹿 児 島 県 規 則 第 44 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 5 条 第 6 項 中 「別 表 第 1 の 6 の 項」 を 「別 表 第 1 の 7 の 項」 に 改 め、 同 項 を 同 条 第 7 項 と し、 同 条 第 5 項 中 「別 表 第 1 の 5 の 項」 を 「別 表 第 1 の 6 の 項」 に 改 め、 「次 の と お り」 を 「社 会 福 祉 士 及 び 介 護 福 祉 士 法 施 行 規 則 (昭 和 62 年 厚 生 省 令 第 49 号) 附 則 第 7 条 の 届 出 の 受 理 又 は そ の 届 出 に 係 る 事 実 に つ い て の 審 査」 に 改 め、 同 項 各 号 を 削 り、 同 項 を 同 条 第 6 項 と し、 同 条 第 4 項 中 「別 表 第 1 の 4 の 項」 を 「別 表 第 1 の 5 の 項」 に 改 め、 同 項 を 同 条 第 5 項 と し、 同 条 第 3 項 中 「別 表 第 1 の 3 の 項」 を 「別 表 第 1 の 4 の 項」 に 改 め、 同 項 を 同 条 第 4 項 と し、 同 条 第 2 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

3 条 例 別 表 第 1 の 3 の 項 の 規 則 で 定 め る 事 務 は、 次 の と お り と す る。

- (1) 鹿 児 島 県 小 児 ・ AYA 世 代 の が ん 患 者 等 の 妊 孕 性 温 存 療 法 研 究 促 進 事 業 実 施 要 綱 (令 和 3 年 12 月 24 日 健 増 第 826 号 く ら し 保 健 福 祉 部 長 通 知) 第 6 条 第 1 項 の 妊 孕 性 温 存 療 法 に 係 る 費 用 の 助 成 の 申 請 の 受 理 又 は そ の 申 請 に 係 る 事 実 に つ い て の 審 査 に 関 す る 事 務
- (2) 鹿 児 島 県 小 児 ・ AYA 世 代 の が ん 患 者 等 の 妊 孕 性 温 存 療 法 研 究 促 進 事 業 実 施 要 綱 第 6 条 第

2 項の温存後生殖補助医療に係る費用の助成の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務

第 7 条第 5 項中「次のとおり」を「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第 7 条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 13 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成 27 年鹿児島県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別表第 1 の教育委員会の項」を「別表第 1 の 2 の項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「別表第 1 の知事の項」を「別表第 1 の 1 の項第 2 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例別表第 1 の 1 の項第 1 号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（令和 3 年 12 月 24 日健増第 826 号くらし保健福祉部長通知）第 6 条第 1 項の妊孕性温存療法に係る費用の助成の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 鹿児島県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱第 6 条第 2 項の温存後生殖補助医療に係る費用の助成の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第 143 号

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和 54 年鹿児島県告示第 1532 号の 5）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項第 1 号中「年 1.65 パーセント（）」を「年 2.00 パーセント（）」に、「年 1.55 パーセント」を「年 1.90 パーセント」に、「年 1.35 パーセント（）」を「年 1.70 パーセント（）」に、「年 1.75 パーセント」を「年 2.40 パーセント」に、「年 1.65 パーセント（）」を「年 2.20 パーセント（）」に、「年 1.45 パーセント」を「年 1.85 パーセント」に、「年 1.25 パーセント（）」を「年 1.60 パーセント（）」に、「年 1.15 パーセント」を「年 1.50 パーセント」に、「年 0.95 パーセント」を「年 1.30 パーセント」に、「年 1.35 パーセント（）」を「年 2.00 パーセント（）」に、「年 1.25 パーセント（）」を「年 1.80 パーセント（）」に、「年 1.05 パーセント」を「年 1.45 パーセント」に改め、同項第 2 号中「年 1.35 パーセント」を「年 1.70 パーセント」に、「年 1.45 パーセント」を「年 1.85 パーセント」に、「年 0.95 パーセント」を「年 1.30 パーセント」に、「年 1.05 パーセント」を「年 1.45 パーセント」に改め、同表 3 の項第 1 号中「年 1.65 パーセント」を「年 2.00 パーセント」に、「年 1.75 パーセント」を「年 2.40 パーセント」に、「年 1.25 パーセント」を「年 1.60 パーセント」に、「年 1.35 パーセント」を「年 2.00 パーセント」に改め、同項第 2

号中「年1.55パーセント」を「年1.90パーセント」に、「年1.35パーセント」を「年1.70パーセント」に、「年1.65パーセント」を「年2.20パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.85パーセント」に、「年1.15パーセント」を「年1.50パーセント」に、「年0.95パーセント」を「年1.30パーセント」に、「年1.25パーセント」を「年1.80パーセント」に、「年1.05パーセント」を「年1.45パーセント」に改め、同表4の項中「年1.35パーセント」を「年1.70パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.85パーセント」に、「年0.95パーセント」を「年1.30パーセント」に、「年1.05パーセント」を「年1.45パーセント」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱別表の規定は、令和8年4月1日以後の貸付けに係る木材産業等高度化推進資金について適用し、同日前の貸付けに係る木材産業等高度化推進資金については、なお従前の例による。

鹿児島県告示第144号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、次のとおり要措置区域として指定する。

令和8年3月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 要措置区域
始良市西宮島町9番13
- 2 要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン，1・1-ジクロロエチレン，1・2-ジクロロエチレン，テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 3 要措置区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

鹿児島県告示第145号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

令和8年3月13日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
敬愛幼稚園	鹿児島市加治屋町5-6	学校法人 鹿児島敬 愛学園	令和8年 2月27日	令和8年 3月31日

鹿児島県告示第146号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1-3に規定する鹿児島県定置漁業（下半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業（下半期）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県定置漁業（下半期）においてくろまぐろ（小型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和8年3月14日から同月31日までの間とする。

令和8年3月13日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第147号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和8年3月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
35.9トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県定置漁業	20.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	14.9トン

鹿児島県告示第148号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ症及び結核の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和8年3月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) ブルセラ症にあつては、種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛で種畜検査を受検するもの。ただし、ブルセラ症にかかっていない旨の証明書を有する雄牛を除く。
 - (2) 管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛
- 2 検査の方法
ブルセラ症にあつては酵素免疫測定法、補体結合反応検査、疫学的検査又は臨床検査、結核にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第149号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和8年3月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。
- 2 検査の方法
酵素免疫測定法、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する

区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第150号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
細菌学的検査，血清学的検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第151号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第152号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっている旨の証明書有するものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
 - (2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 検査の方法
ラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第153号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）

(2) 範囲

県内で家きんを100羽以上（エミュー及びだちょうについては、10羽以上）飼養する農家で、別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査、その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第154号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐^そ蛆病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養され、転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂

2 検査の方法

肉眼検査、細菌学的検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第155号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県内で飼育している越冬していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
- 2 検査の方法
中和試験，ウイルス学的検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿 児 島 県 告 示 第 156 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により，雄牛の牛カンピロバクター症及びトリコモナス症，種豚のブルセラ症及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種付け又は家畜人工授精の用に供し，若しくは供する目的で飼育している雄牛，雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの
- 2 検査の方法
牛カンピロバクター症にあつては培養検査，蛍光抗体法，PCR 検査，疫学的検査又は臨床検査，トリコモナス症にあつては顕微鏡検査，疫学的検査又は臨床検査，ブルセラ症にあつては凝集反応検査，補体結合反応検査，疫学的検査又は臨床検査，オーエスキー病にあつてはラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査，馬パラチフスにあつては凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿 児 島 県 告 示 第 157 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により，豚熱及びアフリカ豚熱の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 種類
豚及びいのしし
 - (2) 範囲
県内豚及びいのしし飼養施設で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 検査の方法
豚熱にあつては酵素免疫測定法，中和試験，遺伝子検出検査，その他必要な検査，アフリ

カ豚熱にあつては遺伝子検出検査, その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第158号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種付けの用に供し, 又は供する目的で飼育している雄牛
- (2) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

スクリーニング法, リアルタイムPCR法, ヨーニン検査, 疫学的検査, 臨床検査又は細菌検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第159号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の目的

豚熱の発生の予防

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼養している豚及びいのししであつて家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

鹿児島県告示第160号

土地改良事業用排水施設整備（農業用排水施設整備）神之川地区の工事は、平成 8 年 3 月 31 日に完了した。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第161号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）川田下地区の工事は、平成18年11月24日に完了した。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第162号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）下川原田地区の工事は、平成21年3月2日に完了した。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第163号

土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備）第二曾於北部地区の工事は、令和7年1月15日に完了した。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年3月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡大和村大字志戸勘字塩浜458番地先から499番1地先まで	前	5.5～17.1	156.3
			後	10.4～31.4	156.3

鹿児島県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年3月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市吾平町麓字坂元上552番8地先から同市吾平町上名字祇園前338番2地先まで	前	7.5～53.8	3,053.6
			前	11.0～110.5	3,080.0
			後	7.5～53.8	3,053.6
			後	11.0～110.5	3,080.0

鹿児島県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年3月13日から2週間、鹿児島県土木部

道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市吾平町麓字坂元上552番8地先から同市吾平町上名字祇園前338番2地先まで	令和8年3月20日

鹿児島県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年3月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡徳之島町井之川字前田袋273番2地先から260番1地先まで	前後	7.7～14.8 14.5～15.3	56.7 56.7

鹿児島県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年3月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡徳之島町井之川字前田袋273番2地先から260番1地先まで	令和8年3月13日

鹿児島県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年3月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町3179番乙地先から同市岡之原町835番1地先まで	令和8年3月13日

大隅地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 8 年 3 月 13 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスときめき	志布志市志布志町安楽770番地6	一般社団法人心笑会	曾於郡大崎町菱田3059番地5	川原慎太郎	令和 8 年 3 月 1 日	放課後等 デイサー ビス